

平成22年度 第3回越谷市障害者施策推進協議会会議録

1. 日 時：平成23年1月20日(月) 13:00～15:00
2. 場 所：本庁舎5階第1委員会室
3. 出席者等：
 - (1) 出席委員：朝日委員、星野委員、松田(繁)委員、深代委員、井ヶ田委員、
ト部委員、佐藤委員、新美委員、平野委員、小柳委員、松田(和)
委員、宮下委員、山口委員、吉田委員、山崎委員、樋口委員
(以上16名)
 - (2) 欠席委員：島田委員、加々美委員、高野委員、田口委員(以上4名)
 - (3) 事務局：福澤児童福祉部長、瀧田健康福祉部副部長兼障害福祉課長、杉
寄児童福祉部副部長兼保育課長、新木田児童福祉課長、高橋障
害福祉課主幹、富澤児童福祉課副課長、濱野障害福祉課副主幹
兼障害福祉推進係長、藤城自立支援担当主査、山元自立支援担
当主査、小西障害福祉推進係主任、土屋障害福祉推進係主事
4. 傍 聴 者：4名
5. 次 第
 1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事 4. その他 5. 閉会

《3. 議事》

(1) 協議事項

- ① (仮称)越谷市障がい者計画 素案について

6. 会議資料

- ・ 会議次第
- ・ (仮称)越谷市障がい者計画(平成23～27年度) 素案

【議事内容】

司 会：皆さんこんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただいまから越谷市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。初めに本日ご欠席の方をご報告させていただきます。島田秀雄委員、加々美行男委員、高野淑恵委員、田口昌代委員から、ご都合により欠席の旨ご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。それでは早速でございますが、朝日会長にご挨拶をお願いしたいと存じます。

会 長：はい。皆さんこんにちは。冬晴れの乾燥した天気が続きます。つい年

末にこの施策推進協議会、押し迫った段階で開催したと思ったら、すぐに年が改まりまして、早いもので今日が20日ということで、この協議会も3回目を迎えました。限られた日程ではありますが、重要な案件については、きちんと協議会の中で共有化をしていかないと、越谷市民の皆さんに発信する上で、どういうことが大事なのかを伝えきれないということが懸念されます。ですから、限られた時間ではありますが、その中で最善を尽くして議論を進めていきたいと思いますので、皆様方、今日もご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。簡単ですが、会長挨拶とさせていただきます。

司 会：ありがとうございます。それでは次に、本日の資料等の確認をさせていただきますたいと存じます。お手元に次第をお配りしてございます。今日の資料は、昨年12月27日に開催いたしました前回の会議で使用いたしました「（仮称）越谷市障がい者計画（平成23～27年度）」の素案ですのでよろしくお願いいたします。皆さんお持ちでしょうか。もしなければこちらに予備も用意してございますので、お手元にお届けいたしますが、よろしいでしょうか。次に、傍聴者の皆様にご利用がでございます。お配りしております資料につきましては、会議終了後は回収させていただきますので、退室の際に職員にお渡しくださいますようお願い申し上げます。それではこれより議事に入りたいと存じますが、議事の進行につきましては、条例第4条第3項の規程により、朝日会長にお願いしたいと思います。

議 長：それでは、しばらくの間議長を務めますので、皆様方ご協力よろしくをお願いしたいと思います。傍聴の皆さん、ご参加ありがとうございます。傍聴要領に従いまして、ご参加のほどご協力をお願いしたいと思います。議事に入る前に、協議会で配布していただきたいということで、事務局で委員さんからの資料をお預かりしているようでございます。前回も皆様方にご承認いただきましたが、今回も委員さんならびに傍聴者の皆さんに、配布させていただくということでよろしいでしょうか。

委 員：了承

事務局：《各委員及び傍聴者に意見書を配布》

議 長：必要に応じて、委員さんからは、ご発言の中でご活用いただければということでお願いしたいと思います。それでは、早速議事に入りたいと思います。本日の議事は、「（仮称）越谷市障がい者計画」素案についての協議となっております。こちらは先ほどの資料説明でもありましたように、前回第2回のおときからの継続となっております。施策

推進協議会について、年度内にどのような進め方が予定されているのか、その辺りについて、最初に事務局より展望を説明していただいて、それを踏まえて、こちらで協議してまいりたいと思います。これからのスケジュールと、私たち推進協議会で行うべき議事協議内容について、全体像を、もう一度、今の段階でご説明いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

委員：今回お配りさせていただいた資料は、今まで会議で出た意見と、勉強会で出た意見をまとめたものです。前回の続きになると思うのですが、対比表のような形で作りましたので、ご参考にしてください。会議の進め方で提案ですが、前計画が曖昧になっていないかという点、現状施策の評価がないが、それはどうかという点、また新しくポンと出てきているものがある点、その3つの点を頭に入れていただいて、会議を進めていただけると分かりやすいと思いました。

議長：はい。どうもありがとうございました。もちろん委員さんの責任の下での意見のご提案だと思います。今伺った範囲の中で、確認を全体で行うということではなく、あくまでも参考ということになると思います。これから議論を進める上での、ガイドラインにもなると感じました。もちろん、捉え方も委員さんの中では違って当然でよろしいかと思います。そのような受け取りをさせていただきたいと思います。それではよろしくお願いします。

事務局：それでは、今後のスケジュールのご説明をさせていただきます。まず前回12月27日の会議の中で、事務局からⅠ編、Ⅱ編、Ⅲ編についての説明をさせていただき、皆様から第Ⅰ編と、第Ⅱ編第1章までご意見を伺っております。その途中で、前回終了となっております。本日、その続きということで、第Ⅱ編の第1章から、章ごとにご意見を伺いたいと考えております。前回、今回と、皆様からいただきましたご意見に対して、市がどのように対応するかにつきましては、2月の頭の会議の中で、ご説明をさせていただき、2月上旬から3月上旬にかけて、パブリックコメントを実施したいと考えております。3月上旬にパブリックコメントが終了し、中旬にパブリックコメントでいただいた意見に対する市の考え方を公表し、下旬に最終案を検討ということで、会議を開かせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長：はい。ありがとうございました。今後の進め方についてのご説明、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしますと、来月2月初旬の会議では、この素案に対する意見をまとめて確認をす

るということなので、この段階では全て終了している必要があることになるかと思います。その上でパブリックコメントにかけて、3月下旬にそのご意見を踏まえて、この推進協議会でさらに確認をしていくという手順になるかと思います。多分、次回が結構山場と言いますか、時間的にも密度の高い会議をせざるを得ないということになるかと思います。それでは、先ほどお話がありましたように、前回の続きということで、第Ⅱ編の第1章が意見の途中でありますので、そこから順次お伺いし、章ごとに進めていきたいかと思います。全体についての事務局としての説明は一旦終わっていますが、必要に応じて事務局から説明いただければと思いますので、その節はよろしく願いいたします。

委員：水をさすようで申し訳ないのですが、委員さんのこの素晴らしい資料を見ていて思ったのですが、前回時間がなく、皆さん資料も見られていませんでした。このタイムスケジュールを見て、今日で一応全部終わった形を取らなければいけないということを考えると、手短にⅠ編について、家に帰って何か感じたこと等を簡単に集約したほうがよいのではないのでしょうか。時間がないですか。

議長：Ⅰ編についての意見ということでしょうか。

委員：確かこの前、資料が着いた次の日に会議だったように思いますので、皆さん見られてないように思えます。時間はそんなに取れませんが、Ⅰ編について、簡単に、ちゃんと議事録を残す形で、意見として伝えられるようにしておいたほうが良いと思いました。水をさすようなことを申しましてすみません。

委員：私も賛成です。やはり前回は資料がまだ見られておらず、とりあえず気がついたところだけということだったと思いますが、それから時間が経っていて、今日に向けて皆さん資料をもう1回読み直していると思います。それほど時間を取るという形ではなく、気がついたところだけでも発言をしたいと思います。

議長：はい。分かりました。それでは、第Ⅱ編の協議に入る前に、第Ⅰ編のところで、前回まだ意見としては出し切れなかった、また改めて読み直してみて、どうなのだろうかといったところがあれば、ご発言いただきたいと思います。はい。ではお願いします。

委員：前回と重なってしまうかもしれませんが、3ページに「第1章 計画策定の趣旨と計画の期間」ということで、細かく書かれていますのですが、前回の障がい者計画では、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、」ということが書かれて

います。今回の素案では、「分け隔てられることなく」という言葉が曖昧というか、ちゃんと書かれていなかったりします。やはり「分け隔てられることなく」というのは大切なことで、今までそれぞれ障がいを持っていることで分けられてきているということもあるので、その文言はきちんと書いてほしいと思います。全体的になのですが、例えば、「当事者の能力を引き出す」等、そういった言葉は、せっかくエンパワメントという言葉が今回書かれているので、「引き出す」という言葉ではなく、もう少し考えてほしいと思いました。

議長：はい。ありがとうございます。「分け隔てられることなく」というところを、きちんと表記する必要があるということで、具体的にどの辺りが不足しているかということをご指摘いただけると、より分かりやすいかと思いますが、いかがでしょうか。

委員：はい。3ページに「障がいのある人もない人も、ともに地域で自分らしく」ということが、今回の素案の基になってくるのかなと思いますが、その部分できちんと書いてほしいです。下の方の、先ほど私が読み上げた文については、「前回の障がい者計画では」という書き方なので、その辺りを書いてほしいなと思います。また、先ほど「能力を引き出し」という言葉がありましたが、当事者の目線から、うまく言えませんが、上から目線的な感じで、すごく嫌だと思いました。

議長：はい。ありがとうございました。基本的な理念は、従来作成されてきたものを引き継ぐという点では、確認されていると思います。表題にもあります「分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らす」ということが、今回の新しい計画の中でも、きちんと継承されているということが分かるように記載すべきであるというご意見なのだと思います。余談になりますが、今回の障害者自立支援法の「つなぎ改正法案」の中でも、「その適性と能力に応じて」という表現は、ことごとくなくなったということもありますので、自分の能力を活かしたいと思う人はいなくはないと思いますが、端から能力がない状態の人に、それを引き出していくというのは、少しおこがましい感じが致します。私もそのような印象を持っております。その他、いかがでしょうか。はい。お願いします。

委員：前回も意見が出ていた21、22ページについてです。21ページの「ライフステージに沿った分野横断的な施策展開」というところで、2行目の終わりから「ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには」という文章で、「適切」というのが非常に曖昧だと思います。本人が主体的に見るということなので、この言葉は本人の望む

暮らし方を実現するために等、うまく言えないのですが、「適切」だけではダメだと思います。それが1つです。その下の、「ライフステージごとの施策イメージ」という部分も、分け隔てられることなくということに関して言えば、障がい者だからこのように生きなさいと言われているようなイメージが、受け取れてしまいます。ここはライフステージごとにこのような支援があるということが書いてあるということは分かるのですが、一見するとそのようになってしまいますので、工夫していただきたいと思います。

次のページの「補完性の原則」ですが、これは、ここで使うのは難し過ぎると思います。補完性の原則というのは、個人中心的に、本人が主体的に物事を選び、自分で出来ないことを助けるということに使われていることは理解できるのですが、これはともすると、自分でやらないさいと、頑張っただけは助けてあげましょうという印象になってしまいます。今、越谷にいる障がいのある人たちは、自分達で頑張っただけで生きています。「補完性の原則」という言葉は、やはり抜いていただきたいと思います。

議長：はい。ありがとうございます。さらに、いかがでしょうか。

委員：細かいのですが、23ページで、エンパワメントの説明があります。そこに「サービス利用者が」という言葉が出てきますが、これがよく分かりません。当事者とか、そういう言葉ではないのでしょうか。

議長：はい。ありがとうございます。ここは、明らかな誤りですね。サービス利用者もその一部には入るのですが、全てのサービス利用者だけがエンパワメントの対象にはならないということですね。さらに、いかがでしょうか。はい。お願いします。

委員：エンパワメントという考え方、要するに自助努力を、ある程度のプラスの面を引き出していくということは理解できるのですが、例えば、就労と体の障がいに関して言えば、就労するために余計に体の障がいが進んでしまう人もいます。例えば私は、首の障がいがあるから、無理をすれば働けないこともないが、そのために余計に首の障がいの進捗を早めてしまう。マイナスなことは言いたくないですが、働かなくてもいい、このままでいたいという人だっているわけです。そういう意味で、このエンパワメントというのは、概念は分かるのですが、もう少し個別の障がい者の事情等を補足していただければと思いました。

議長：はい。ありがとうございます。教育研究に関心のある発言だったので、ちょっと補足をさせていただくと、前回も申し上げた気がするのです

が、エンパワメントが大事だから、能力訓練をして、就職をしていた
だこうというような文脈でエンパワメントを捉えると、本来の意味が
変わってしまうのではないかと思います。それと同時に、今の話で、
働くか働かないかがエンパワメントの対象か、そうではないかという
考え方ではなくて、例えば自分が、いわゆる賃金労働者として働くと
いう生活を選びたくても、選べない状況にいらっしゃるわけですね。
そのときに、尊厳を失うことなく、1人の地域住民として暮らしてい
くということを主張し、そういう価値を発信できるように、エンパワ
メントしていくという考え方は、1つ大事な部分で、エンパワメント
が、就労や経済的な自立等と、直結しないように見ていくということが
非常に大事な気がします。他にいかがでしょうか。

委員：今のことに関係するかもしれませんが、24ページの「3つの目標」の
「回復」です。前回も「回復」という言葉にこだわりましたが、「目
標1 ライフステージの全ての段階で人間らしく生きる権利の回復
を目指す」となっています。障がいがあるとなかろうと、地域で生
きる人として、お互いに尊重し合うというところでは、人間らしく生
きる権利の回復というのはあまりにも違うと思っていて、主体的に生
きる等、そういった言葉のほうが適當ではないかと思います。そして、
次のページの、「目標2 当事者の能力を引き出し自立した生活を目
指す」の中に、「雇用・就業の確保」という言葉がありますが、働く
ということを大枠で考えるのであれば、単に働く場所を作るというだ
けでなく、多様な働き方を探すといったようなことを入れていただき
たいと思います。公園緑地課の水上公園の花植えの仕事等を施設間が
協力し合ってやっているような、施設外の労働もあります。そのよう
なことがもっと広まれば、福祉施設に身を置きながらも、収入を得、
地域の中で共に働くことが出来、またサポートする人ももっと出てく
れば、働き方もいろいろあるだろうと思っていますので、それらのこ
ともここに入れていただけたらと思います。

議長：はい。ありがとうございました。さらに、いかがでしょうか。

委員：「3つの目標」のところの24ページ、目標3のところで、「障がいの
ある人もない人も同じように生活・・・」と書かれているのですが、
同じようにというと、障がいのない人に近付こうとするといったよう
な印象になりがちですので、この部分は分け隔てなくという表記にし
てほしいと思います。

議長：はい。ありがとうございました。さらに、いかがでしょうか。では、
第I編については、前回の議論を踏まえた上で、重複して重要性を語

られたところもあると思いますが、さらにご意見を頂戴いたしました。今日いただいた意見の中に通ずるものとしては、障がい者計画のあり方として、そういうことはないと思うのですが、とにかくこのような表現にそういった資格を提供する側の論理が現れやすい。そんなことはないと思っても、それが1人歩きすると、越谷市民の方に届いたときに、障がいのある人もない人も同じようにというのが、人によっては、障がいのある人が、ない人と同じようなことが出来るようにするべきだというような考え方になる可能性もあるわけですね。そのような観点から、理念に照らして表現の仕方等が、より本質を伝えられるように、誤解のないようにさらに工夫していくべきである。このような意見として受け止めました。よろしいでしょうか。それでは、第Ⅱ編に入ります。こちらは第1章の途中でございますので、さらにご意見を頂戴しながら、Ⅰ編と同じようにいただいたご意見を総括するような形にしていきたいと思います。第1章が、啓発・広報ということで、ここはかなり理念に関わってくる分野だと思いますが、前回に引き続き第1章につきまして、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

委員：前回の会議で時間が慌ただしくて言い忘れてしまったのですが、情報の発信や広報活動において、特にある特定の障がい者団体に属していない障がい者の方は、ちょっとしたことでも、どこへ相談していいのかも分かりません。例えば障がい者団体に属している人だと、色々な仲間がいて、わざわざ市の障害福祉課に聞かなくても情報が得られるのですが、特定の障がい者団体等と連携がなかったり、あるいは属していなかったりすると、例えば越谷駅から浦和駅までは車椅子で行けるのかどうか、障害福祉課に聞けば教えてくれると思うのですが、それすらどこへ聞けばいいのかわからない。そのように、特に障がい者団体に属していない障がい者の援助を、そういう人たちが情報を得る場合の工夫といいますか、インターネット等が活用できると思うのですが、それについて障害福祉課のほうにも、なるべく工夫していたいただければと思います。

議長：はい。ありがとうございます。どうしても情報から孤立しやすい方への対応について、もう少し具体的に検討してほしいということでしょうか。さらに、いかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：今出された意見に関連したことなのですが、私どもは視覚障がい者の施設をやっており、相談が非常に多いのです。障害福祉課の窓口では、1つの団体、1つの施設を紹介するわけにはいかないという理由らし

いのですが、私どもは視覚障がいを中心にやっています。視覚障がいは、緑内障にしろ、網膜症にしろ、非常に早い速度で進みます。1つ例がありますのは、目に障がいを負うのは、ほとんどの人が晴眼者ですよね。その晴眼者は、目の病気はさほど種類がなく、どこの眼科に行っても同じだと思い込んでいます。近くの病院に行って、そこで緑内障という診断を受けて、実はそれは誤診で、脳腫瘍だったのです。1年間、緑内障の薬、点眼薬、飲み薬を服用しながら、その間に脳腫瘍が非常に大きくなって、もう開頭しなければいけないという切羽詰まった状態になって、やっと他の病院へ行き、手術をし、一部残して、そのまま視力は回復しませんでした。それでやっと、障害福祉課で私どもの団体を紹介されているのです。もっと早い段階に紹介されていればと思います。親身にスピーディーにしっかりと積極的に支援、応援をして、紹介等もしていただきたいと思います。病院とは連携していますが、一番肝心な市との連携がうまくいかないのが、非常に困っています。当事者もそのような事態が発生しています。これは越谷市だけに限らず、他市町村からもインターネットなどで見て来られても、かなり緑内障が進んでしまっていることが多いです。いかに視覚障がい者が多いか、目の病気がいかに多いか、他の病気、重篤な癌のような病気と同じように、進行が早いということを、皆さんあまりにも分かっています。少なくとも障害福祉課の方はそれをしっかりと踏まえていただきたいと思います。以上です。

議長：はい。ありがとうございました。では、お願いします。

委員：広報活動の充実ということで、施策の方向で、同じ地域で暮らすという視点から、やはり地域は大切です。健常者の理解を得つつ地域で育っていく、うちの息子も育てたいです。地域の理解を得るために、「障害者の日の記念事業」として、「ふれあいの日」があります。勉強会でもお話しさせていただきましたが、実際のところ、せっかくの市をあげてのイベントにも関わらず、「ふれあいの日」に足を運んでくださる市民の方は、障がい者に携わっている方やご家族が大半です。ご近所の方々も、私の子供が通っているところを通してこの「ふれあいの日」のバザーの運営をさせていただいていますが、見た限り、毎年同じ顔ぶれです。一般市民の方は実際、「ふれあいの日」をやっているということをポスターで見たとしても、足を運ばないから、市民の方をお見受けする機会がないのではないのでしょうか。今年度の「ふれあいの日」の実行委員会が本日午前中にありましたが、去年と同じように進行して、同じように開催されるのだなと、とても残念に思いま

す。「ふれあいの日」に限らず、もっと大々的に、障がいのことを理解していただけるような場があればいいのではと思っております。

議長：ありがとうございます。37ページの、「障がい者の日記念事業ふれあいの日」の充実についてのご意見ということで、ご発言いただきました。さらに、いかがでしょうか。

委員：41ページで質問です。ネットワークの推進の中に、「地域包括ケアネットワーク化の促進」というところがありますが、地域包括支援センターは基本的に高齢者ですよね。そこにどのように障がいのある人たちを組み込んでいくのか、既にそういう事業が始まっているのかも知れませんが、その辺が知りたいです。

議長：はい。どうぞ。

委員：39ページの市民との協働のところです。前回も同じ発言をしましたが、地域でいろいろなイベントやお祭りをやっていく中に、障がい者団体が入って色々なことをやっているものも記載してほしいと発言した際に、それを全部把握するのは難しいという答えでした。難しいではなく、そういうことを把握していく努力はしてほしいです。この素案の中でも地域という言葉がたくさん出てきています。こんなに出てきているのに、地域で行われていることを把握しきれない、悪い言い方をすれば、しない、というのはもったいないことだと思います。それは努力してほしいと思います。

議長：はい。ありがとうございます。では、事務局からご質問に対する説明をお願いします。

事務局：まず、地域包括支援センターの関係ですが、市内には全部で11箇所あります。そのうち1箇所が、総合地域総括支援センターです。高齢介護課がそれに当たっています。その他に、10箇所あります。介護予防という視点から、様々な支援をしています。高齢の方、障がいをお持ちの方もたくさんいらっしゃいます。そういった方の相談を受けながら、介護予防という視点から支援をしています。よろしいでしょうか。

議長：今のご説明でよろしいでしょうか。

委員：介護予防ということで関わっているということでこと自体は分かりますが、様々な障がいがあるわけですが、地域全体で見守りを、助け合いをしていくネットワークを作っていかなければいけません。この第1章というのは、啓発、啓蒙の推進となっています。ある意味では地域を作っていくというところにある。障がいのある人を取り込んだというか、一緒に暮らしていくという意識も育てて、地域住民といわれる人たちにも、障がいにより近いところにいる方たちにも、一緒

に暮らしていく人だと分かってほしいというところがあります。地域を作るという言葉が、計画ではあったと思いますが、第6章の「生活環境の整備充実」に入るのかもしれませんが、その辺が1番、啓発広報というところでは必要なことだろうと思うと、今の介護予防というところだけでは、足りないのではと思います。見守りも含めて、ネットワークをどう具体的に位置づけていく方向があるのか。知的障がいの人等が出掛けて行くということは、よくあります。私も地域の住民として、そういった人たちと出会います。元気にしている、など声をかけていただく、そういうことで、その人の安全を見守ることが出来たりします。隣近所にいれば、この人は障がいがあるということが分かっている、遠くからきた人がいたとして、その人をどうするか、この人ちょっと危ないかななど、そういうことを気付いてあげる地域の意識の高まりが、地域全体で見守りや助け合いをしていくネットワークになるのだらうと思います。介護予防だけでは不足かと思っています。

議長：はい。お願いします。

事務局：大変失礼いたしました。介護予防という視点であるのが地域包括支援センターです。当然高齢者の方も、障がいをお持ちの方も相談に来ます。単に障がいをお持ちの方も、身近な場所ということで、相談いただく場合もあります。ただ、そこでは適切な箇所にご案内をするのだと認識しています。個々のご近所の付き合いなどが、お互いに尊重し合って出来れば、それが一番結構なのですが、ただ、本質的にはそういったことを期待していますが、行政が施策としていろいろな仕組みの中から、それぞれの方がそういったように気付くことが出来る環境を作っていきたいと思っています。ここでは、地域包括支援センターを中心にしたネットワークを作っていきたいということでご理解いただいて、これだけが全てという意味ではありませんので、本質に向かっていくために、行政が作っていく仕組みの1つだにご理解いただけるとありがたいです。

議長：よろしいでしょうか。各地域の特性を活かした、障がいの関連の取り組みや企画などを把握していく必要があるのではということについては、どうでしょうか。

事務局：大変申し訳ないのですが、全ての市内のイベントや行事を常にアンテナを張ってキャッチするというのは、非常に難しいのが実情です。地域で活動する場合に、地区センターなどと一緒に活動していれば、情報の把握は出来ますが、団体の方だけの活動になりますと、全ての情

報のチェックは非常に難しいのが実情です。どんな情報が障害福祉課に知らされているのかということが分かればいいのですが、全てを網羅することは出来ません。場合によっては、こんなことをしますから、よろしければご案内してくださいというような情報の提供を受ければ、それは把握出来ます。現実には全てを把握できないのが実情です。以上です。

議長：はい。では、他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。意見をまとめますと、啓発・広報ということなので、こうあればよいのではという、抽象的なことになりがちといいますか、せざるを得ないところもあるかと思います。しかしながら、情報等をいかに本気で提供していき、あるいは交換し合っていくかということを、仕組みとして構築するようなことがないと、ネットワークが出来るといいですねとか、周知されるべきですねというようになると思います。その辺りの表現や捉え方を考えていただくと良いのではないかというご意見として、まとめさせていただきたいと思います。では、「第2章 保健・医療の充実」です。いかがでしょうか。

委員：52ページに「障がい児通園施設の充実」と書かれています。私の娘はあけぼの学園も、みのり学園も通園しました。そういう経験をして、色々なところで市役所の方にお話をしました。先ほどの章の最初にも書かれていましたが、この中にも、ともに育ち合うことが大事で、それが、分け隔てのない社会を作っていくのだということが、何箇所も書かれています。それを考えると、あけぼの学園、みのり学園の通園施設は、今のままでいいのかどうか、ずっと考えてきました。通園施設を全く無しにすることは出来ないのかもしれないし、親のニーズもあると言われたこともあります。うちの娘には、4カ月から障がいがあると分かってきました。生まれてすぐに、あなたのお子さんは障がいがありますよと、告げられたわけではなかったもので、何とかなるかと思いました。病院でも訓練を受けるよう言われました。振り返ってみると、訓練がなくてもうちの子は歩いたかもしれないと思うときもあります。生まれてすぐに障がいがあると診断を受けた親は、その子をどう育てていこうという指針がないのです。障がいのある子を持ったことで、どう育てていったら良いか等、そういったことを指導し、助け、一緒に考えてくれるところが本当に必要です。ただ、日々訓練で、障がいの子だけの中にいたことが、本当にこの子にとって良かったのかと思うことがあります。もっと小さいときに、同じような年の子供たちのおしゃべりや笑い声、泣き声が聞こえる環境にいたら、こ

の子はどう違ったのだろうかと思うこともあります。毎日色々な訓練がありましたが、そこになかなか馴染みませんでした。逆効果ということも、たくさんありました。訓練をされる方は本当に優しく、遊びの中でやったださるのですが、やらされているということで、手を使うことを拒否しました。手を使うようになったのは、5歳、6歳です。今でもやはりそこに抵抗があります。それはその訓練を受けたためだとは全然思いませんが、もっと自然に伸びる力を引き出す教育であってほしいとすごく感じています。それは、もちろん、指導する側の専門性は大事ですが、子供たちの中にいて、自然に伸びるところは自然に伸ばしてあげたら良いのではないかと思います。例えば集団の中で、一緒に座ってられない子かもしれないが、それでもそういうことの日々の積み重ねの中で、確かに、どこかへ行ってしまったりするのですが、やはりどこかで見ているのです。いつの日か、そういう日を積み重ねていくと、中に入っていたりするのですよ。それは社会に出て行くとき、すごく大事なことだと思います。ですから、通園施設の充実ということ、そのものを否定するわけではありませんが、やはり共に育つ、育ち合う環境を整えていく方向で、通園施設の充実を考えていただきたいと思います。保育所に障がい枠があります。そこに、どのような子も原則的には行くのだというようなこと、幼稚園にも入るのだということ、そういったことを親たちは分からないのです。言われたら、それが1番正しくなってしまうのです。私も振り返って、分かるのであえて言わせていただきました。

議長：はい。ありがとうございます。はい。お願いします。

委員：今現在息子は、みのり学園に通園しています。諸事情で2時に退席させていたきたいのですが、ちょうど今言いたいことが出てきてしまって。みのり学園で日々療育させていただいています。残念ながら、まだ芽が出ません。今息子は3年目ですが、入ったときにはすごく療育の知識がある先生しかいませんでした。なので、どの先生に携わっていただいても、すごくありがたい施設だと、そのような環境にいられることにすごく満足し、期待していたのですが、知識のある先生ほど、どんどん他へ異動してしまって、今、療育できる先生がいないのです。こんなこと、預かっていただいている身でありながら、本当に申し訳ないのですが、保育士ではだめなのです。ヒアリングの際にも述べさせていただいたのですが、てんかんさえも知らなかった保育士が、みのり学園に入ってしまったというような現状について、市ではどこまで把握しているのでしょうか。そして、65ページに、「教職

員研修の充実」とありますが、まさにそこです。「教職員の資質の向上を図ります」ではなくて、図ってもらわなくては困る。みのり学園イコール療育施設ということ、市で大々的にうたって良いのか。来年4月から入ってくるお子さんもいらっしゃいます。すごく療育ということに期待して入園なさって来られると思うのですが、そこでギャップが出て、幻滅する保護者。幻滅して、今年は保育所への移行を希望する保護者が圧倒的に多かった。そういった現実があることを、市も知っていただきたいと思います、取り急ぎ言いたいことだけ言わせていただきました。すみません、退席させていただきます。

議長：はい。ありがとうございました。他にこの章についてございますか。お願いします。

委員：54ページの「訪問事業の充実」ところなのですが、この中に、医療的ケアの必要な方に対する訪問看護について書かれておりません。現実的には医療的ケアの必要なお子さんは、在学中でも卒業後でも、毎日学校や施設に通うことは、なかなか難しい現状があって、1週間のうちの何日間かは、家で過ごさなくてはいけない。そういうときに訪問看護等があれば、かなりご家庭の負担は軽減されるのですが、この文章を読む限り、記載がないのですが、市としてはどのように対応されているのでしょうか。

議長：ありがとうございました。それはご質問ということですので、関連するご意見ご質問はよろしいですか。それでは、ご説明をお願いしたいと思います。

事務局：今のお話ですが、訪問看護は市内でも何箇所かあります。医師会の協力をいただきまして、行っているところです。確か5箇所だったと記憶しているのですが、今手元に資料がないので、申し訳ありません。それぞれの訪問看護のサービス事務所については、そこで皆さん運営しています。当然、市民健康課と連携を図りながら、行っていますので、今のご意見は承りまして、市民健康課と調整をして、その旨こちらに記載が出来るかどうかを、再度検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長：よろしいでしょうか。はい。お願いします。

委員：53ページ「障がい児支援事業」で、ここに書かれていることは、介護の面からだけで、地域の保育園等に通っている人もたくさんおり、そういった地域の保育園に、障がいを持っている子も入っていけるような支援も大切だと思うので、介護ばかりにとらわれないでほしいと思います。

議長：はい。ありがとうございました。お願いします。

委員：同じく53ページの障がい児の在宅生活を支援することで、「介護者等への負担軽減を図ります」という文章に関連して、障がいを持つ方、障がい児のデイサービスやレスパイトサービス、ショートステイについての情報が足りないと思います。実際に越谷市がどのように行っているのか、聞きたいと思います。

議長：はい。ありがとうございました。今のご質問の部分は、多分保健医療もそうなのですが、そこから療育の話に転じて、そして障がい児ということになって、生活支援事業になっているので、保健医療のところからここに結びつけるのは少し難しいところがあると思います。ですからデイサービスや障がい児への生活支援についてのところで再掲というか、もう一度改めてご検討いただくということで。保健医療のところだけでなく、生活支援のところでも今のご質問の確認ということでもよろしいでしょうか。はい。お願いします。

委員：53ページ「障がい児支援事業」について質問です。多分それは、ここでは書いていないのかもしれませんが、デイサービスのことも伺いたいと思っていたのですが、「サービス提供事業者が少なく、必要なサービスが受けられない場合には、他の制度を一部活用するなどして」という所の、「他の制度を一部活用するなど」ということの具体的な内容が知りたいと思います。

議長：はい。お願いいたします。また、必要に応じて、生活支援のところでもさらに、深めたいと思います。

事務局：ご案内の通り、障がい児のサービス提供事業が少ないのは事実でございます。最近、市外ですが、そういった事業者も出てきております。越谷市からも、そちらでサービスを受けるお子さんも多く、私どもでもそれに対して、思案しているところです。他の施設という形で、漠然と記載して迷惑をおかけしておりますが、いろいろな居宅でのサービスに限界がある場合は、ショートステイの事業や生活サポート事業もございますので、こういったものが一番適切かどうか、適切かどうか、必ずしも生活支援だけに頼らず、他の制度もご案内するというところでございます。

議長：よろしいでしょうか。

委員：ありがとうございました。言いたかった意見は、「障がい児通園施設の充実」というところで、54ページに「介護家庭への支援」がありますが、あけぼの、みのりも老朽化しているということで、障がい児通園施設を新たに建てる計画が、市にはあるわけですね。そこに、今

のままの横滑りのように通園児をたくさん入れてということではいけないと思います。今あけぼので理学療法士が常駐しています。他に作業療法士の方達がアドバイスに入っていると何年か前に伺っています。そのような専門性というところは、大事だと思います。それは、通院施設に通っている人達だけではなくて、障がい児枠で保育所に通っている子供たちにも、また障がいと言われていなくても、発達にばらつきがある中では、必要なもので、それは、障がいだけ特別にしなくても出来るのではないかと思います。今度の新しい施設は、そのためのセンター的なところにしていただきたいというのが私の希望です。今越谷市の保育所待機児童は他の自治体より少ないと聞いており、越谷市は努力していると思っていますが、ゼロであるということはないと思います。そういったところに、新たに保育所を作って、子供たちが通園したら、一緒に通園を望む親もいるかもしれませんので、子供たちと一緒に育ち合う環境づくりを目指していただけたらと希望します。せっかく新しいものを建てるのならば、将来を見越して、10年20年30年先を見越して、子供たちが育つ環境を考えていただけたらと思います。

議長：はい。ありがとうございました。他には、よろしいでしょうか。現在、出されたご意見に共通するものとしては、療育ということの前提ですよ。テーマであります、「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち」という文脈の中で、療育をどう捉えていくかということが、大事になってくるので、運営施設の機能が不要だということではないということですが、初めに療育という分野がありきで、どういう文脈の中で、早期発見、早期療育を捉えていくかということが、非常に重要だと思います。踏み込んで言えば、早期発見、早期療育は異論がないと思うのですが、同時に早期環境改善というか、早期社会性の結びつけのようなことこそ、障がいのあるお子さんを取り巻く環境としては必要なもので、それも踏まえた上での療育と捉えていかないと、この計画が、理念との齟齬をきたすといったご意見として、まとめることが出来るかと思います。ここで5分間休憩をさせていただきます、後半に入りたいと思います。よろしくお願いします。

休憩 14：22

開議 14：28

議長：再開したいと思いますのでご準備整った方からご着席いただければと

思います。最初に確認させていただきますが、これからできるところまで円滑に進めていきたいと思いますが、及ばなかったことについては、次回、前半ということになると思います。そこでさらに検討して全体として総括をしていくという形で進めていきたいと思いますが、今日、6章、7章やⅢ編などについては議論できないということをおあらかじめご了解いただきたいと思います。「第3章教育・育成の充実」につきましてご意見頂戴したいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

委員：67ページに支援籍学習の推進についての記載があるのですが、越谷特別支援学校では今年度12名の生徒が支援籍学習に参加しています。そのうち越谷市が3名、来年度は23名の志望で越谷市在住の生徒は6名が希望しております。今現在、教員と保護者が付き添って支援籍学習に参加しており、このまま支援籍学習が推進していったら参加者が増えるのはいいのですが、現状では教員が着いて行かなければいけないので、学校の中が手薄になって、授業が出来なかったり、残っている生徒の生活面での安全性の確保ができなかったりという問題が懸念されています。ですから今後、安全が確認できれば本人、保護者だけで参加できるようなシステムになっていけば、どんどん推進していけると思います。そのようなことを決定できるのは、教育委員会だと思うのですが、この場には教育委員会の方が参加していらっしゃるのので、出来ましたら、この教育の問題も大きいので、是非参加していただきたいと思っております。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。これは事務局、所管課でご判断いただいて必要に応じて出席を求めるのは大丈夫ですね。

事務局：庁内の作成委員会には当然教育委員会の課長にも入っていただいて、現在教育委員会で作成中の教育支援基本計画と障がい者計画との施策がリンクするように調整を行っております。今後、教育委員会の方にも出席を要請して確認させていただくことは問題ないと思います。以上です。

議長：今、必要であろうというご意見があったわけですが、今ここからというのは難しいので、次回ということになりますがご検討をお願いしたいということよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

委員：教育育成の準備しているところで、どこという訳ではないですが、現状の課題という中で、分け隔てられることなくともに学ぶ、ともに育つというところでは、教育の支援籍はすごくいいと思いますが、親の選択によって本人が普通学級で学んでいる子も現実にはいます。そ

ういう子のことがここでは見えなくなっているということを考えて
いただきたいと思います。私の娘は特別支援学校、養護学校12年間に
籍しまして大変いい生活もしましたが、社会に出す力は弱かったと思
っています。それは、もまれていないという現実を今すごく感じるの
です。どんなに相手が働きかけてくれても、どう返事をしていいかわ
からない。知的に重い子ですから、言葉もあまり出ませんし、ニコッ
と笑うだけで終わってしまい、それ以上の付き合いにはなかなか進め
ない。もちろん、安全が希望で養護学校を選んだわけではなかったの
ですが、その養育の部分で強さ等が自然に伸びる、伸びたい力を邪魔
しないでくれるという親の思いで養護学校を選んで、情性で12年間行
ったのですけれど、情性と言ったら学校に対して失礼ですが、ここま
で伸ばしてほしいという期待を持って養護学校を選んだのではない
ということです。それで障がいがあるという現実を受けとめて、学校
生活を過ごしたその先に、こうあったらいいなという夢はもちろんあ
りました。社会に出ていけたらという夢はありました。しかし、現実
はなかなか遠いだろうという親の受け入れもありました。そして、社
会に出るときにやはりもまれていないと、付き合い方を知らないと、
そういう中で育たなかったという思いは今でもあります。だから、親
御さんが、少なくとも小学校までは通常学級と考える気持ちはすごく
よく分かるのです。選択の自由を残してほしい。個人中心で自分の選
択というものを大事にしてくれるというのなら、そのような選択の
自由を守ってほしいということで、意見を言わせていただきました。

議 長：ありがとうございます。はい、お願いします。

委 員：59ページの上から8行目に、「これまで本市では市立保育所において
障がい児保育を実施するとともに障がい児」という箇所があるのです
が、保育所において障がい児保育と書かれているのであれば、通常学
級に通っている障がいをもった子どものことも明記してほしいと思
います。それが「分け隔てられることなく」につながっていくことだ
と思います。

議 長：ありがとうございます。はい、お願いします。

委 員：教えていただきたいのですが、69ページの「放課後対策事業の充実」
の「放課後の児童の居場所を確保し」というところで、今越谷市には
どれぐらいの施設があるのかが勉強不足で分からないのですが、教え
ていただきたいと思います。お願いいたします。

議 長：学童保育ですね。お願いします。

事務局：お答えします。現在2施設ございます。現在、越谷市のお子様は35

名ほど在籍いたしております。

議長：はい、さらにどうぞ。

委員：それは公的な2施設でしょうか。

事務局：いずれも、NPO法人等がやっている施設です。

委員：そうしますと、実際には公的な施設がないということですよね。

事務局：はい。

委員：私、自分の立場の関係で1施設に行ったのですが、1施設の中に体が大きいお子さんが多いです。体が大きいお子さんが多い中で、ひと部屋にずっと何もしていないでいる場合が多かったです。私がたまたま研修という形で行かせていただいた場所は、NPOです。それに関わる方がいらっしゃるのですが、場所があまりに狭く、どうしても落ち着かない子は送迎バスに乗ってちょっと散歩してどこかの公園に30分行くだとか、そのような内容でしかないのですね。ですから、充実を図るのであれば、NPO法人のみではなく、公立で考えていただけるのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長：では引き続きお願いいたします。

事務局：NPO法人2か所ということで、県の補助事業に合わせて、連携して障がい児の学童保育を行っているのですが、越谷市におきましては公立の学童保育室が市内で31カ所ございます。公設公営、公設民営もございますが、この中で小学校1年生から3年生の障がいのあるお子さんが、健常児のお子さんと交流を図るためにこの学童保育を実施しております。現在20数名のお子さんが入っておりまして、交流を図っています。

議長：さらにいかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：今、障がい児学童保育の内容の粗末さ等のご意見が出ましたが、働きたい、また働かなければならない母親がいて、障がいの子がいるために働けないという現実も確かにあります。そうすると、やはり環境が適当でないと思いながらも預けざるをえないという現実があります。また、公立学童保育は障がい児学級に行っていたとしても、3年生までという点があります。知的な障がいのある子にそこまで到達できる子はいないとは言いませんが、一人で帰って鍵を開けて母親が帰ってくるのを待つということが、なかなか難しい。その辺りは考えていただきたいことです。もう少し延長をお願いしたいというところがあります。障がい児学童は特別支援学校からお迎えが来て送迎が付いているという良さがあって、例えば親が長時間働くことができるということがあります。それに長い休みも学童保育室があるということでは、

親が継続した就労ができることがあります。そこで学童保育の充実と言うならば、民間団体やNPOがやっているからということだけではなく、現実を見ていただいて、例えば場所の提供とか市が協力できることはしていただきたいと思います。それと併せて、放課後対策の充実の中で、デイサービス、児童デイサービスについて書かれていないのですが、知的障がいがある小学生のお子さんをお持ちの母親たちは、デイサービスの利用をかなりしています。それは働くためというよりも、学校、特別支援学校にスクールバスのバス停まで送って、子どもが帰ってきて家にいるのは閉ざされた中のように感じ、色々な人との出会いを作りたいという思いもあって、利用しています。ただ、越谷市内にはそれがないために、春日部に2か所あるそうなのですが、私の知っている人は2人とも春日部で利用していると聞いています。この計画の中には児童デイについての記載はなかったのですが、放課課外活動の充実というところではその辺りも合わせていただけたらと思います。

議長：ありがとうございます。さらにいかがでしょうか。はい、お願いします。

委員：68ページの保育所における受け入れの促進のところの障がい児保育の拡充について、分からないので教えてほしいのですが、集団保育が可能な障がいのある乳幼児とはどのような人でしょうか。

議長：集団保育が可能な障がいのある乳幼児について、お願いします。

事務局：障がい児保育につきましては、市内に公立の保育所が18カ所ございます。0歳児から5歳児までということで、すべての年齢のお子さんを対象に障がい児保育を実施しています。入所の該当要件について、入所指導委員会を設けて、児童相談所の先生や学識経験者の方に参加いただいているのですが、その入所指導委員会で、面接等話し合いをする中で、障がい児保育の入所について、入所可か不可かということ、保護者の皆さんと相談しながら進めております。

議長：はい、お願いします。

委員：今の答え、分かったのですが、集団保育が可能だって書かれてしまうと、もうそこで分けられてしまうので、ここの表記はちょっと考えてほしいと思います。

議長：色々なサービスも実際には、そのサービスに適しているかどうかというのは、相談や、ときにはアセスメントがあり、判断されます。であるならばわざわざ集団保育が可能かここで高らかにうたう必要はなく、ここだけ急に集団保育が可能だということで敷居を設けるよう

な印象があり、ご検討をいただければ、ということですね。さらにいかがでしょうか、はい、お願いします。

委員：私、視覚障がい者ですので、この場で文言に沿って言うことはできませんが、越谷市内には視覚障がい者のための特別支援学校はありません。この教育の問題というのは非常に大事な問題です。ですので、越谷にNPO視覚障がい者支援協会、そして地域生活支援事業センターを設け、市に補助・応援してもらっているということはたいへんよかったと思っています。うちの施設にも川越の盲学校に行った人たちが何人か関わっています。地元でともに学び育ておりませんので地元で友達が全くおりません。それで、こういった問題もありながら、今小学校に通う就学児の問題等も関わることができました。市や他の支援センターからの紹介はないのですが、病院からの紹介で弱視の子どもをどうしていくかということがありまして、今まで弱視の子どもも学校に言えば弱視学級というのが設けられて、八潮に川越の盲学校の特別支援学校の先生が月1、2度来て、そこで必要なことをなさっていました。ところが、その弱視の子が学校を卒業して、対象者がいないということでその弱視学級はなくなりました。ではその後はどうするかといいますと、病院から私どもに紹介されて、視覚障がい者専門のNPOがあるということで教育センターに行き、弱視の子の家族と施設とで何度も話し合いました。就学児相談も行かれて、やっと叶い、私どもの施設の関係者の、東京都で弱視学級の先生をしており、退職なさって越谷に住んでいらっしゃる方に教育支援者として入ってもらって、今のところスムーズに進んでいるようです。ですから、市と私ども関係者と、そして病院とで連携することはとても重要なことです。それで人生が変わる場合が多い、そのようなことを施設に来ている利用者、そして就学した弱視・視覚障がいの人に教えられておりますので、ご報告を申し上げました。以上です。

議長：はい、ありがとうございます。それではですね、時間があと5分になってしまいましたので、一度ここで教育に必要なところをひとまず終結をさせていただきたいと思いますが、ご覧いただける方は59ページをご覧いただきたいと思います。今出していただきました意見の底流にあるのは、やはりこの部分なのかなということを改めて感じました。上から3、4行目、「特別支援教育が学校教育法に位置付けされ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実することになりました」とあります。その後、「本市では～」ということで状況が書いてありますが、これは先ほどご指摘があった

ように、すべての学校と言いながら、特別支援学校や学級での取り組みが中心で、その他のすべての学校においてはどうかということところが文章として明記されてないということだと思いますので、そちらも先ほどご意見がありましたように、教育委員会のご担当の方もご出席をいただいて、このようなやり取りをこの場で確認していただくということが大事なのかということでもとめさせていただきたいと思います。それで、私の進行の段取りが悪く、最初、第Ⅱ編と申し上げながら、第3章のところで3時を迎えてしまいました。残りはボリュームがあるところでございます。これを先ほど事務局からお話いただいたように、年度末までのスケジュールで鋭意検討していかなければいけません。4、5、6、7章ということで重要な部分も含まれておりますので、これはお願いでございますが、できるだけ次回までにさらに読み込んでいただいて、ご意見としてまとめておいていただけると、より円滑な協議に資するものと思いますので、皆様ご協力をお願いします。第Ⅱ編の施策について途中ではありますが、終了させていただきたいと思います。

委員：すみません、終わる前にでも言いたかったので発言させていただきます。今回時間がないということが、非常につらいです。前回も勉強会を行ったのですが、ここにきて時間がないということで、一人よりみんなで勉強して次回の会議で予定を絞って、まとめて発言できたらいいなと考えていて、今週の土曜日、1月22日に中央市民会館の第10会議室で1時から4時まで勉強会を行うことになっています。この会議だけではやりきれない部分があるので、できるだけ多くの方に参加していただいて、勉強会で意見をまとめて、本会議で発言していけたらと考えていますので、よろしくお願いします。

議長：はい。積極的なご提案とご企画、どうもありがとうございました。それでは以上で議事については終了ということで、議長を降ろさせていただきます。皆様方、ご協力ありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。

事務局：ありがとうございました。それでは最後に星野副会長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副会長：なんと申し上げていいか分からないのですが、本当にタイトだという言葉でございませう。先ほど進行に水をさすようなことも言ってしまつて、すみません。ただ、本当に大変だと思っています。もし、これがまとまらなかったらどうなるのかという不安もございませうが、確認なのですが、おそらく次回が、議論して文言をある程度精査できる最後

の機会になってしまうのではないかと思います。それで、皆様のお知恵をある程度、次回で集約していただかなければいけないだろうと思います。また、事務局の方々も大変お手数ではございますが、ここがおかしいのではとか、このレイアウトはおかしいのではとか、そういったところ含めて色々な議論があったように思いますので、それらのところは、直したものをご用意いただかないと、次回に成案の一手前ぐらいまでいって、パブリックコメントを出すまでには至らないのではないかとということで、それに向けての準備に力を入れていかなければいけないと強く感じております。最後の締め言葉ではないのですが、そういうことを本当に感じたということです。間に合わないのではないかと、そういった危機感がすごくあります。以上でございます。

司 会：ありがとうございます。よろしいですか。ありがとうございます。
それでは以上をもちまして第3回越谷市障害者施策推進協議会を開会いたします。皆様におかれましては長時間にわたりご審議いただきまして大変ありがとうございました。

委 員：すみません、次回の会議ですが、日にちはあらかじめ教えていただければと思います。

事務局：今のところ予定しておりますのが2月の3日です。時間は同じく1時から3時を予定しております。2月3日です。

委 員：前回の議事録が送られてきておりません。前回参加できていない人もいらっしやると思います。議事録がないと前回どんなことをやったのかということが伝わりきらないと思うので、よろしくお願いします。

事務局：まとめ次第すぐに送らせていただきますのでよろしくお願いします。

司 会：終了ということでよろしいですか。はい、ではこれで終了です。皆様どうもお疲れ様でございました。

以上